

令和8年度 竹富町ふるさと応援奨学生募集要項

令和8年1月5日

1 目的

竹富町内及び竹富町役場において、専門的資格を有する職を志す者の修学に必要な資金を支給することを目的とする。

ここで言う専門的資格を有する職とは、幼稚園教諭・保育士、保健師、看護師、管理栄養士、介護士、整備士、土木建築分野、電気設備分野等、町内及び竹富町役場で不足している資格職を指す。

2 応募資格

奨学生の給付を受ける者は、この目的に該当する者とし、(1)～(5)のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 竹富町に1年以上住所を有する子、又は竹富町に1年以上住所を有する者の扶養にある者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学・短期大学・専修学校専門課程に在学している者又は進学予定者。ただし、就職に際し、県費負担職員(教職員等)及び国家公務員は対象外とする。
- (3) 学業、人物ともに優秀で、性行が善良である者
- (4) 保護者及び連帯保証人に町税及び使用料等の滞納がないこと
- (5) 他の機関から給付型の奨学生を受けていない者

3 奨学生の給付期間及び金額

- (1) 奨学生を給付する期間は、正規の最短修業期間とする。
- (2) 給付する奨学生の額は、月額 50,000円とする。
- (3) 給付した奨学生は、原則、返還を要しないものとする。ただし、条例第5条のとおり就職するものとする。又、正規の最短修業期間から 6 年以内に就職するものとする。

4 奨学生採用予定数

令和8年度は若干名とする。

5 応募方法

下記必要書類を提出期限内に、町長(教育委員会)に提出する。

- (1) 奨学生給付申請書(様式第1号)
- (2) 自己PR調書(様式第2号)
- (3) 住民票謄本
- (4) 在学証明書
- (5) 義務履行確認申請書(様式第3号)
- (6) 所得証明書(※共働きの場合は、両方提出)

6 書類提出期限(応募期間)

令和8年1月5日(月)～令和8年1月30日(金) 必着

7 採用の通知と手続き

奨学生選考委員会による書類選考を行い、奨学生を決定したときは、本人又は保護者に対し奨学生決定通知書(様式第4号)により通知する。(2月下旬予定)

8 採用になった場合

- (1) 奨学生として採用を決定された者は、通知を受けた日から14日以内に連帯保証人と連署した誓約書(様式第5号)を町長あてに提出する。
- (2) 奨学生は、学校生活・活動等の内容をまとめて、毎年度末までに町長(教育委員会)まで報告する。
- (3) 奨学生給付期間中は毎年4月末日までに在学証明書を提出する。

9 奨学生の送金

- (1) 奨学生は、毎月10日に給付します。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。
- (2) 給付の決定以前の奨学生は、給付決定後の直近の給付に併せて給付する。
- (3) 奨学生の給付は、口座振り込み依頼書により、本人から申し出のあった金融機関の口座に振り込み、本人あてその旨を通知する。

10 給付の停止及び廃止

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学生の給付を停止する。

(2) 奨学生が下記のいずれかに該当すると認めるときには、奨学生選考委員会の意見を聞き、奨学金の給付を廃止する。

- ①疾病などのために修学の見込みがなくなったとき
- ②性行が不良となったとき
- ③前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ④在学学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- ⑤その他条例第6条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

11 奨学金の返還

- (1) 奨学生は、学校在学中に給付の廃止となった場合及び、退学となった場合、竹富町ふるさと応援奨学金給付条例施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項各号に該当する場合は、給付を受けた奨学金の一部又は、全部を規則に従い返還すること。
- (2) 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者又は扶養者若しくは保証人が本人に代わって奨学金を返還すること。
 - (1)本人の住所などが不明のため、本人との連絡がとれないとき
 - (2)本人に督促を重ねても返還しないとき
 - (3)保護者又は扶養者若しくは保証人が、本人に代わって返還を申し出たとき

12 奨学金の返還猶予

奨学金の返還を求められた者が、次の各号の事由に該当して返還が困難となった場合には、奨学金返還猶予申請書を町長に提出し、奨学金の返還猶予を申し出ることができる。

- (1)災害、傷病、障害によって返還が困難となったとき
- (2)その他真にやむをえない事由によって返還が著しく困難となったとき

13 奨学金の返還免除

返還を求められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、給付した奨学金を本人に代わって保護者又は扶養者若しくは保証人が返還の義務を負うが、返還が困難なときは願い出により、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1)死亡した場合

(2) 心身障害のため精神又は身体の機能に高度の障害を残して労働力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を有することにより、奨学金の返還が困難となった場合

14 卒 業

卒業後は、すみやかに卒業証明書を提出しなければならない。

15 その他

休学、退学、留年、その他の学生の身分などに変更のあった場合や、住所変更、連帯保証人の変更など既に届け出た書類の記載事項に変更を生じたときは、そのつど届け出なければならない。